

農地の転用には許可が必要です！

◆農地転用とは？対象の農地は？◆

農地転用とは、農地を農地以外のことに使用することを言います。

農地を住宅用地・工場用地・道路・山林などの用地に転用することです。すべての農地が転用許可の対象となります。登記地目が農地であれば、耕作されていなくても農地性（農地として活用できる状態）がある限り農地としてみなされます。また、登記地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地とみなされます。

◆農地の転用には許可が必要です◆

食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地については、一度、農地以外のものにすると元に戻すことが困難なため、将来に向かって優良農地の確保、農地の効率的な利用を図るため、適正な農地の転用が行われるようにしていく必要があります。このため、農地の転用については、たとえ自分の農地であっても、県知事の許可を要することになっています。一時的に農地以外のものに供する場合にも許可が必要です。

◆農地転用の手続きは？◆

農地転用については2種類、（1）農地の所有者自らがその農地を転用する場合（農地法第4条）、（2）農地を持たない者が、農地の所有者から農地を買ったり、借りたりして転用する場合。（農地法第5条）があります。

申請の方法や相談については、農業委員会事務局か各地区の農業委員にお尋ねください。

◆もしも、許可なく転用したら？◆

無断転用した場合には、厳しい罰則があります。

許可を受けずに無断で転用した場合や転用許可に係る事業計画どおりに転用をしない場合は、農地法違反となり許可権者（知事等）が工事の中止、原状回復等を命じることとなります。

さらに、これらに従わなかった場合には3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金が科せられることとなります。

【問い合わせ先】

農業委員会事務局 TEL 82-3131（代表）
82-5414（直通）

